

令和3年分決算・申告指導(消費税を含む)のご案内

会場：金沢青色申告会事務局（金沢市北安江3-4-2）
 期間：1月24日(月)～3月15日(火)（但し土・日・祝日は除く）
 受付：8時30分～16時

**新型コロナウイルス感染予防策を徹底し、
完全予約制で実施することとなりました。**

- ・予約は電話で承ります。一度に複数回の予約は出来ません。
- ・予約状況はホームページからも確認できます。
- ・時間は1コマ（55分）単位です。時間内に終了しなければ改めてご予約ください。
- ・マスク着用の上、来会ください。
- ・来会時に検温とチェックリストへのご記入をお願いしています。

※提出のみの方、e-Taxのみの方は、予約は要りません。受付でお申し出ください。

【持ってくるもの】

- ◎筆記用具・電卓等
- ◎手書きの方は、帳簿類、ブルーリターンAの方はパソコンやUSB
- ◎税務署から送られてくる「令和3年分確定申告のお知らせ」（ハガキ・封書）
- ◎e-Taxをする方は、利用者識別番号（上の↑に記載されています。お持ちでない方は、申告までに取得しておいてください。）
- ◎社会保険（国保等）の年間支払額
- ◎国民年金・生命保険・個人年金・地震保険・寄付金等の控除証明書
- ◎その他控除の書類（住宅取得控除・医療費控除など）
- ◎その他所得の書類（公的年金・個人年金・配当など）
- ◎決算申告指導料（所得税2,200円/消費税1,100円）
家族の方の申告指導料（所得税2,200円）
- ◎令和2年の決算書・申告書（消費税の申告の方は令和元年の決算書も）

〈お願い〉
 マイナンバーカードのコピー（両面）をお持ちください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証等のコピーをお持ちください。専従者・扶養親族（年少者含む）がいる場合は、個人番号をメモして来てください。

事務局よりお知らせ


- ・年末は12月27日（月）まで、年始は1月5日（水）より通常業務となります。
- ・年末調整は1月14日（金）午前中までに済ませてください。
- ・1月14日（金）は研修のため、午後は事務局を閉めさせていただきます。

金沢青色申告会のホームページが新しくなっています!!

金沢青色申告会 × 🔍 で検索

事務局のお休みのお知らせや、
決算・申告指導の予約状況を確認できます。

スマートフォンで見るともできます。

金沢青色申告会々報

題字 壽美田 興作

発行所
 金沢市北安江3-4-2
 北栄ビル1階

金沢青色申告会
 TEL 222-8921
 FAX 222-8922

綱 領

一、われらは誠実なる青色申告者として税務の民主化と合理的な税制の確立を期す

二、われらは青色申告者を基礎とした中小企業等の経営合理化を図り国民経済の発展を期す

三、われらは青色申告を通じ生活の改善を図り国民福祉の増進を期す

実践目標

一、正しく強く 経営者理論の確立

二、自分で記帳をつけよう 自計主義

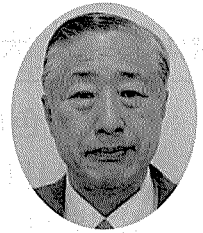
三、誠実な青色申告・誠実な店 信頼される繁盛店

四、仲間と物を買おう 相互取引・相互繁栄

五、青色申告時間の厳守 定刻開会・定刻閉会

「会長年頭あいさつ」

金沢青色申告会会長 末栄 康則



新年明けましておめでとうございます。新春を迎え、会員の皆様には、長年に亘り金沢青色申告会活動に、ご支援いただき深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス蔓延に伴い、いまだに正常な生活に戻ることなく現在においても、その惨禍がつづいております。このような背景から金沢への観光客減少等により飲食店をはじめとした会員皆様の事業経営活動の衰退が顕著に見込まれて来ております。

さて、会員の皆様には、コロナ禍における政府等の働き方改革推進によりテレワークが日常となつてきました。従来のアナログ慣習にとらわれず情報化推進による事業のデジタル化推進が必須となつて来ております。

そこで、金沢青色申告会では、電子申告e-taxの推進と会計ソフトブルーリターンAを活用することにより、申告事務処理が軽減され、青色申告特別控除65万円が適用されることで、利便性・節税感を実感していただけると思っておりますので、是非、皆様方のご利用のご検討をお願いしたいと思います。

特に、消費税においては、令和5年10月から適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されるのに伴い、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録申請受付が開始されました。青色申告会としては、本年10月以降に会員の皆様に説明会の開催を予定しており、インボイス制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、多数の出席をお願いいたします。

なお、本年の確定申告決算指導・相談は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染防止策を講じ、実施することとしております。具体的には、完全予約制で相談時間も制限し、三密を避ける体制とすることから、事前に予約をした上で、事務所にお越しいただきますよう、会員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本年度の主な税制改正要望には、

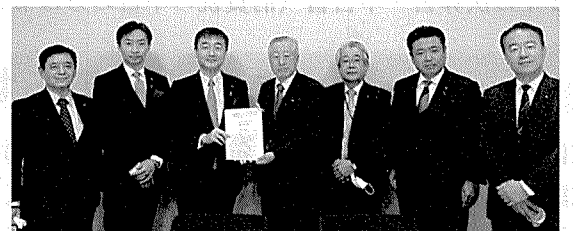
- 一、青色事業主勤労所得控除の早期実現
- 二、個人事業主の事業承継税制の円滑な運用

などを要望し、皆様の納税環境の改善に努めていきたいと考えております。

結びにあたり、新型コロナウイルスの渦中、会員の皆様には、本年のご健康と、ご多幸と、事業の益々の発展を心から、ご祈念申し上げます。

令和4年度 税制改正に関する要望

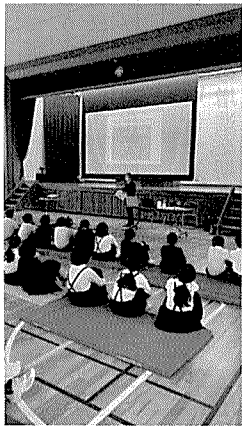
去る11月24日 議員会館において石川県選出の国會議員に対して「青色事業主勤労所得控除の早期実現」をはじめとした税制改正要望に関する陳情書を手交し早期実現を強く訴えてきました。



租税教室開催

青年部として5月金沢市立長坂台小学校、6月内灘町立清湖小学校において租税教室を開催しました。

今後も青年部の活動の柱として充実をはかっていきたいと考えております。



秋の叙勲

- 旭日双光章
 - 三田 國男（馬場支部長）
 - 瑞宝単光章
 - 池田 錦彦（森山支部長）
 - 瑞宝単光章
 - 西村 俊雄（此花支部長）

金沢税務署長表彰

- 川原 英（青年部長）
- 寺島 憲一（浅野川支部長）
- 中島みどり（女性部長）



受賞者の皆さん おめでとうございます



電子帳簿保存法が改正されました！

電子帳簿保存とは、会計ソフトを使って作成した帳簿をそのままデータで保存しておく方法や、領収書をスマホで撮影して保存しておく方法などを定めた制度です。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、**令和4年1月1日以後**に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件（注）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、**法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出**することが必要となります。

（注）優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

※ **令和4年分の所得税確定申告**から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに 確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

【参考】

Q:既に承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている場合は？

A:確定申告書及び青色申告決算書（※必須：貸借対照表）を期限内に提出すれば、青色申告特別控除65万円が受けられます。

Q:令和4年1月1日以降に電子帳簿保存法を行う場合は？

A:確定申告書及び青色申告決算書（※必須：貸借対照表）を期限内に提出すれば、青色申告特別控除55万円が受けられます。

また、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」（優良な電子帳簿）及び確定申告書及び青色申告決算書（※必須：貸借対照表）を期限内に提出すれば、青色申告特別控除65万円が受けられます。

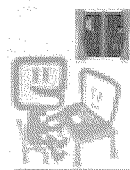
※電子帳簿保存を行っていない場合でも、**青色申告特別控除65万円**が受けられます！

e-Taxを利用して確定申告書及び青色申告決算書（※必須：貸借対照表）を期限内に提出すれば、青色申告特別控除65万円が受けられます。

《令和3年分確定申告についてご案内します》

◆申告・納税の期限及び税務署での申告相談受付期間

- ・所得税及び復興特別所得税、贈与税の確定申告期限：令和4年3月15日（火）
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限：令和4年3月31日（木）
- ・税務署での申告相談受付期間：令和4年2月16日（水）から年3月15日（火）
- ・税務署での申告相談受付時間：午前9時から午後4時 月曜日から金曜日（祝日を除く）
※混雑状況により、午後4時より前に受付を終了する場合があります。
- ・金沢税務署は、2月20日（日）及び2月27日（日）も申告相談を行います。



◆確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

確定申告期は、毎年多くの方が確定申告会場を訪れます。確定申告会場内の混雑緩和のため、会場への入場の際に「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は会場で当日分を配付するほか、国税庁のLINE公式アカウントでのオンライン事前発行も行っておりますので、ぜひご利用ください。

なお、「入場整理券」の配付枚数には限りがありますので、ご承知おきください。



国税庁のLINE
公式アカウント
はこちらから！

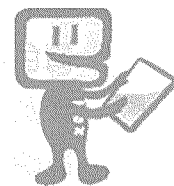
◆ネットなら便利！24時間確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用し、パソコン、スマートフォンからe-Taxにより送信（申告）できます。税務署へ行く必要がなく、自動計算されるので計算誤りがありません。計算途中でもデータを保存し作業を再開できます。

パソコンからは「マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方」又は「税務署発行ID・パスワードをお持ちの方」がe-Taxで送信（申告）できます。

スマートフォンからは「マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ち方（一部の端末のみ）」又は「税務署発行ID・パスワードをお持ちの方」がe-Taxで送信（申告）できます。

- ※ブルーリターンAで申告の方はID・パスワードをご利用できません。
- ※ブルーリターンAはスマートフォンではご利用できません。



※詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。

年会費のお支払いについて

口座振替に移行中です

- ◎振替用紙の提出がまだの方には、申告の際にお持ちになるか、同封されていた返信用封筒でご提出ください。
- ◎口座振替をご利用できる金融機関に口座をお持ちでない方、廃業等で今年度で脱会する方は事務局までお知らせください。